

## 新城市健全化判断比率及び資金不足比率

新 監 6 ・ 1 ・ 2

平成 3 0 年 8 月 1 7 日

新城市長 穂 積 亮 次 様

新城市監査委員 近 藤 隆

新城市監査委員 滝 川 健 司

平成 2 9 年度決算に係る財政指標の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された平成 2 9 年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

## 平成29年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第1 審査の対象

- 1 平成29年度新城市健全化判断比率  
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率
- 2 平成29年度新城市資金不足比率
  - (1) 新城市宅地造成事業特別会計
  - (2) 新城市病院事業会計
  - (3) 新城市水道事業会計
  - (4) 新城市工業用水道事業会計
  - (5) 新城市下水道事業会計

### 第2 審査の期間

平成30年7月6日から平成30年8月17日まで

### 第3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施した。

### 第4 審査の結果

財政的にみると、経常収支比率は90%以下を維持するとともに、財政健全化指標も年ごとに数値は良くなっている。また、近年の大型公共事業に伴い、若干の数値の変化はあるものの、これまでの財政健全化の取組や、市債残高における合併特例債比率の上昇により相対的に健全化を維持している。

審査に付された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字となっており、いずれも早期健全化基準に該当していない。実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。

また資金不足比率では全ての会計において資金不足は生じておらず、経営健全化基準に該当していない。各比率は、次のとおりである。

#### 1 健全化判断比率

(単位：%)

比 率 名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	12.83
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	17.83
実 質 公 債 費 比 率	6.3	5.9	5.6	25.0
将 来 負 担 比 率	25.1	32.1	33.2	350.0

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字の場合「—」で表示した。

## 2 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
宅地造成事業特別会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	20.0

※資金不足比率は不足額がない場合は、「—」で表示した。